

科学技術振興対策特別委員会議録第七号

昭和三十三年二月二十五日(火曜日)

午前十時五十一分開議

出席委員

委員長 齋藤 憲三君
理事秋田 大助君 理事有田 喜一君
理事志村 茂治君

出席國務大臣

久野 忠治君 小坂善太郎君
小平 久雄君 須磨彌吉郎君
橋本登美三郎君 原 健三郎君
平野 三郎君 藤枝 泉介君
堀川 恭平君

出席政府委員

正力松太郎君
科学技術政務次官 吉田 萬次君
総理府事務官 (科学技術庁) 原田 久君
長官官房長 (科学技術庁) 鈴木 康平君
総理府事務官 (科学技術庁) 登君
整局長 (科学技術庁) 登君
委員外の出席者 藤原 登君
科学技術事務次官 藤原 登君

二月二十五日

委員赤澤正道君、保科善四郎君、南好雄君及び山口好一君辞任につき、その補欠として久野忠治君、原健三郎君、藤枝泉介君及び堀川恭平君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員久野忠治君、原健三郎君、藤枝泉介君及び堀川恭平君辞任につき、その補欠として赤澤正道君、保科善四郎君、南好雄君及び山口好一君が

議長の指名で委員に選任された。

二月十九日

理化学研究所法案(内閣提出第七三三号)の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

理化学研究所法案(内閣提出第七三三号)

○齋藤委員長 これより会議を開きます。

理化学研究所法案を議題といたします。政府より提案理由の説明を聴取いたします。正力國務大臣。

理化学研究所法案

理化学研究所法

目次

- 第一章 総則(第一条—第十条)
- 第二章 役員及び職員(第十一—第二十二條)
- 第三章 開発委員会(第二十三—第二十八條)
- 第四章 業務(第二十九條—第三十一條)
- 第五章 財務及び会計(第三十二—第四十一條)
- 第六章 監督(第四十二條—第四十三條)
- 第七章 雑則(第四十四條—第四十六條)

第八章 罰則(第四十七條—第五十條)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 理化学研究所は、科学技術(人文科学のみに係るものを除く。以下同じ。)に関する試験研究を総合的に行い、新技術の開発を効率的に実施し、並びにこれらの試験研究及び新技術の開発の成果を普及することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「新技術」とは、国民経済上重要な科学技術に関する試験研究の成果であつて、企業化されていないものをいふ。

2 この法律において「開発」とは、科学技術に関する試験研究の成果を企業の規模において実施し、企業としうるようにすることを含む。

(法人格)

第三条 理化学研究所(以下「研究所」といふ。)は、法人とする。

(事務所)

第四条 研究所は、主たる事務所を東京都に置く。

2 研究所は、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

(資本金)

第五条 研究所の資本金は、その設立に際し、政府及び政府以外の者が

が出資する額の合計額とする。

2 研究所は、必要があるときは、内閣総理大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

3 政府は、予算の範囲内において、研究所に出資することができる。

4 政府の出資額は、常時、研究所の資本金の額の二分の一以上に当る額でなければならない。

5 政府は、研究所に出資するときは、土地又は建物その他の土地の定着物(以下「土地等」といふ。)をもつて出資の目的とすることができる。

6 前項の規定により出資の目的とする土地等の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

7 前項に規定する評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

(出資証券)

第六条 研究所は、出資に対し出資証券を発行する。

2 出資証券は、記名式とする。

3 前項に規定するもののほか、出資証券に関し必要な事項は、政令で定める。

(定款)

第七条 研究所は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。

一 目的
二 名称

三 事務所の所在地

四 資本金、出資及び資産に関する事項

五 役員及び会議に関する事項

六 開発委員会の委員及び運営に関する事項

七 業務及びその執行に関する事項

八 会計に関する事項

九 公告に関する事項

十 定款の変更に関する事項

2 定款の変更は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(登記)

第八条 研究所は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第九条 研究所でない者は、理化学研究所という名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第十条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条(法人の不法行為能力)及び第五十条(法人の住所)の規定は、研究所について準用する。

(役員)

第十一条 研究所に、役員として、

理事長一人、副理事長一人、理事五人以内及び監事二人以内を置く。

(役員の仕事及び権限)

第十二条 理事長は、研究所を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、研究所を代表し、定款で定めるところにより、理事長を補佐して研究所の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 理事は、定款で定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して研究所の業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行う。

4 監事は、研究所の業務を監査する。

(役員の仕事)

第十三条 理事長及び監事は、内閣総理大臣が任命する。

2 副理事長及び理事は、理事長の意見をきいて、内閣総理大臣が任命する。

(役員の仕事)

第十四条 理事長、副理事長及び理事の任期は、四年とし、監事の任期は、二年とする。

2 役員は、再任されることができ、(役員の仕事)

第十五条 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

- 一 国会議員、国家公務員(審議会、協議会等の委員その他これ

に準ずる地位にある者であつて非常勤のものを除く。)、地方公共団体の長若しくは常勤の職員

二 政党的役員

三 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者で研究所と取引上密接な利害關係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

四 前号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

(役員の仕事) 第十六条 内閣総理大臣は、役員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 内閣総理大臣は、役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができ、

- 一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- 二 職務上の義務違反があるとき。
- 三 内閣総理大臣は、前項の規定により副理事長又は理事を解任しようとするときは、あらかじめ理事長の意見をきかなければならない。

(役員の仕事)

第十七条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

(代表権の制限)

第十八条 研究所と理事長又は副理事長との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が研究所を代表する。

(代理人の選任)

第十九条 理事長及び副理事長は、研究所の職員のうちから、研究所の業務の一部に關し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができ、

(職員の任命)

第二十条 研究所の職員は、理事長が任命する。

(秘密保持義務)

第二十一条 役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、その職務に關して知得した秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

(役員及び職員の仕事) 第二十二条 役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 開発委員会

(設置) 第二十三条 研究所に、開発委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(権限) 第二十四条 次に掲げる事項は、委員会の議を経なければならぬ。

- 一 開発をすべき新技術の選定に關する事項

二 新技術の開発を委託する企業の選定に關する事項

三 新技術の開発に關する実施計画(以下「開発実施計画」という。)に關する事項

四 開発実施計画の実施の結果の成否の認定に關する事項

五 新技術の開発の成果を実施させる企業の選定及び実施条件に關する事項

(組織) 第二十五条 委員会は、委員十人以上及び理事長をもつて組織する。

2 委員会に委員長一人を置き、委員の互選により選任する。

3 委員長は、会務を総理する。

4 委員会は、あらかじめ委員のうちから、委員長に事故がある場合にその職務を代理する者を定めておかなければならない。

(委員の仕事) 第二十六条 委員は、科学技術に關し学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

(委員の仕事) 第二十七条 委員の任期は、二年とする。

2 委員は、再任されることができ、(準用規定)

第二十八条 第十六条第二項、第二十一条及び第二十二條の規定は、委員に於て準用する。

第四章 業務

(業務の範囲) 第二十九条 研究所は、第一條の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 科学技術に關する試験研究を行うこと。
- 二 企業化が著しく困難な新技術について企業に委託して開発を行うこと。
- 三 前二号に掲げる業務に係る成果を普及すること。
- 四 新技術の開発について企業にあつせんすること。
- 五 前各号の業務に附帯する業務
- 六 前各号に掲げるもののほか、第一條の目的を達成するために必要な業務

2 研究所は、前項第六号に掲げる業務を行おうとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

(業務の方法) 第三十条 研究所は、業務開始の際、業務の方法を定め、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務の方法で定めるべき事項は、総理府令で定める。

(開発実施計画等の認可) 第三十一条 研究所は、新技術の開発を企業に委託しようとするときは、開発実施計画及び委託条件について内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 研究所は、新技術の開発の成果を企業に実施させようとするときは、実施させる者及び実施条件について内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 研究所は、前項第六号に掲げる業務を行おうとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

2 研究所は、前項第六号に掲げる業務を行おうとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

2 研究所は、前項第六号に掲げる業務を行おうとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

2 研究所は、前項第六号に掲げる業務を行おうとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

2 研究所は、前項第六号に掲げる業務を行おうとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

2 研究所は、前項第六号に掲げる業務を行おうとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

2 研究所は、前項第六号に掲げる業務を行おうとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

第五章 財務及び会計

(事業年度)

第三十二条 研究所の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。

(事業計画、資金計画及び収支予算)

第三十三条 研究所は、毎事業年度開始前に、その事業年度の事業計画、資金計画及び収支予算を作成し、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(決算)

第三十四条 研究所は、毎事業年度の決算を翌年度の五月三十一日までに完結しなければならない。

(財務諸表)

第三十五条 研究所は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「財務諸表」という。)を作成し、決算完結後二月以内に内閣総理大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 研究所は、前項の規定により財務諸表を内閣総理大臣に提出するときは、これに収支予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書を添付し、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見をつけなければならない。

(書類の送付)

第三十六条 研究所は、第三十三条又は前条第一項の認可又は承認を受けたときは、当該認可又は承認に係る事業計画、資金計画及び収支予算に関する書類又は財務諸表を、研究所に出資した者のうち政

府以外のものに送付しなければならない。

(利益及び損失の処理)

第三十七条 研究所は、毎事業年度、経営上利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額に政令で定める率を乗じた額以上の額を積み立てなければならない。

2 研究所は、前項の規定による積立を行った後、なお残余があるときは、内閣総理大臣の認可を受けて、その残余の額を出資者の出資に對し分配することができる。

3 研究所は、前項の規定による分配をすることができるときは、以下「分配可能額」という。)が政府以外の出資者の出資額の合計額に對し千分の五十の割合に達するまでは、法人に對する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第一条の規定にかかわらず、分配可能額を政府以外の出資者の出資に對しそれぞれその出資額に對して分配するものとし、政府の出資に對しては分配することを要しない。

4 研究所は、分配可能額が政府以外の出資者の出資額の合計額に對し千分の五十の割合をこえ資本金の額に對し千分の七十五の割合に達するまでは、分配可能額のうち政府以外の出資者の出資額の合計額の千分の五十に相当する額を前項の例により分配し、残余の額を出資者の出資に對しそれぞれその出資額に對して分配する。この場合において、残余の額の政府の出

資に對する分配については、当該出資額の三倍の額を政府の出資額とみなす。

5 研究所は、分配可能額が資本金の額に對し千分の七十五の割合をこえる場合には、分配可能額を出資者の出資に對しそれぞれその出資額に對して分配する。

6 研究所は、毎事業年度、経営上損失を生じたときは、第一項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(借入金)

第三十八条 研究所は、借入金をしようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

(余裕金の運用)

第三十九条 研究所は、業務上の余裕金については、銀行への預金又は郵便貯金にするほか、これを他に運用してはならない。

(財産の処分等の制限)

第四十条 研究所は、総理府令で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

(総理府令への委任)

第四十一条 この法律及びこれに基く命令に規定するもののほか、研究所の財務及び会計に關し必要な事項は、総理府令で定める。

第六章 監督

第四十二条 研究所は、内閣総理大臣が監督する。

2 内閣総理大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、研究所に對して、その業務に關し監督上必要な命令をすることができるとがである。

第四十三条 内閣総理大臣は、必要があるとき認めるときは、研究所に對して業務の状況に關し報告をさせ、又はその職員に研究所の事務所の他の事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、關係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第七章 雑則

(解散)

第四十四条 研究所の解散については、別に法律で定める。

(科学技術庁長官への委任)

第四十五条 内閣総理大臣は、次の各号に掲げる権限を科学技術庁長官に委任することができる。

- 一 第七條第二項、第二十九條第一項、第三十條第一項、第三十一條、第三十二條、第三十三條、第三十七條、第三十八條及び第四十條の認可
- 二 第三十五條第一項の承認
- 三 第四十三條第一項の報告及び立入検査

(關係大臣との協議)

第四十六条 内閣総理大臣(前条の

規定により委任された場合には、科学技術庁長官)は、この法律の規定により認可(附則第二條第六項の認可を除く)若しくは承認をしようとするとき、又はこの法律の規定に基き総理府令を定めようとするときは、あらかじめ内閣大臣に協議しなければならない。

2 内閣総理大臣(前条の規定により委任された場合には、科学技術庁長官)は、第三十一條の認可をしようとするときは、あらかじめ当該開弁に係る事業を所管する主務大臣に協議しなければならない。

第八章 罰則

(罰則)

第四十七条 第二十一條(第二十八條)において準用する場合を含む。の規定に違反してその職務に關して知得した秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第四十八条 第四十三條第一項の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合においては、その違反行為をした研究所の役員又は職員を三万円以下の罰金に処する。

第四十九条 次の各号の一に該当する場合においては、その違反行為をした研究所の役員又は職員を三万円以下の罰金に処する。

- 一 この法律により内閣総理大臣(第四十五條の規定により委任された場合には、科学技術庁長官)の認可又は承認を受けたけれどもならない場合において、そ

の認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第八条第一項の政令に違反して登記することを怠つたとき。

三 第二十九条第一項に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四 第三十九条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五 第四十二条第二項の規定による内閣総理大臣の命令に違反したとき。

第五十条 第九条の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第四十六條第一項中附則第二條第四項及び附則第四條第六項に係る部分並びに附則第二條第一項から第八項まで、附則第三條第一項から第三項まで及び附則第四條の規定は、公布の日から施行する。

(研究所の設立)

第二条 内閣総理大臣は、第十三條の例により、研究所の理事長、副理事長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長、副理事長又は監事となるべき者は、研究所の成立の時に、この法律の規定により、それぞれ理事長、副理事長又は監事に任命されたものとする。

3 内閣総理大臣は、設立委員を命

じて、研究所の設立に関する事務を処理させる。

4 設立委員は、定款を作成して、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

5 設立委員は、前項の認可を受けたときは、政府以外の者に対する出資を募集しなければならない。

6 設立委員は、前項の募集が終了したときは、内閣総理大臣に対し設立の認可を申請しなければならない。

7 設立委員は、前項の認可を受けたときは、政府及び出資の募集に応じた政府以外の者に対し、出資金の払込又は出資の目的たる財産の給付を求めなければならない。

8 設立委員は、出資金の払込又は出資の目的たる財産の給付があつた日において、その事務を第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

9 第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前項の事務の引継を受けた日において、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

10 研究所は、前項の規定による設立の登記をすることによつて成立する。

(株式会社科学研究所の出資、解散等)

第三条 株式会社科学研究所は、この法律の公布の日から起算して三月以内に商法(明治三十二年法律第四十八号)第三百四十三條に規定する株主總會の決議を得て、研究所に対しその営業の全部を出資

することができる。商法第二百四十五條ノ二本文から第二百四十五條ノ四までの規定は、当該決議がある場合に準用する。

2 株式会社科学研究所が前項の出資をする場合においては、株式会社科学研究所の株主は、その所有する株式の數に比例して、研究所の出資証券の引受人となる。

3 株式会社科学研究所は、第一項の規定により出資をする場合においては、研究所の成立の時において、研究の進捗の程度、その一切の権利及び義務は、その時において研究所に承継されるものとする。

4 附則第二條第九項の規定により研究所の設立の登記がなされたときは、登記官吏は、職権で、株式会社科学研究所の解散の登記をし、その登記用紙を閉鎖しなければならない。

(評価審査会)

第四条 前條第一項の規定により株式会社科学研究所が研究所に対する出資の目的とする財産の価額は、評価審査会の決定を受けなければならない。

2 前項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するため、科学技術庁に評価審査会を置く。

3 評価審査会は、委員長一人及び委員六人をもつて組織する。

4 委員長は、科学技術庁長官をもつて充てる。

5 委員は、科学技術庁長官が任命する。

6 前各号に定めるもののほか、評価審査会の委員、議事その他その組織及び運営に関し必要な事項は、理府令で定める。

(経過規定)

第五条 この法律(附則第一條ただし書に係る部分を除く。以下同じ。)の施行の際現に理化学研究所という名称を使用している者は、この法律の施行後六月以内にその名称を変更しなければならない。

2 第九条の規定は、前項に規定する期間内に、同項に規定する者には適用しない。

第六条 研究所の最初の事業年度は、第三十二條の規定にかかわらず、その成立の日始まり、昭和三十四年三月三十一日に終るものとする。

第七条 研究所の成立の日の属する事業年度の事業計画、資金計画及び収支予算については、第三十三條中「毎事業年度開始前」とあるのは、「研究所の成立後遅滞なく」とする。

第八条 株式会社科学研究所法(昭和三十年法律第六十号)は、廃止する。

(登録税法の一部改正)

第九条 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

の下に、「理化学研究所法」を加える。

(地方税法の一部改正)

第十条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十三條の四第一項第一号中「及び日本原子力研究所」を、「日本原子力研究所及び理化学研究所」に改める。

(科学技術庁設置法の一部改正)

第十一条 科学技術庁設置法(昭和三十一年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第七條第七号中「株式会社科学研究所」を「理化学研究所」に改める。

(租税特別措置法の一部改正)

第十二條 租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第八十四條第一項中「株式会社科学研究所」を削る。

理由

科学技術に関する試験研究を総合的に、新技術の開発を効率的に実施し、これらの試験研究及び新技術の開発の成果を普及することにより、科学技術の振興を一層強力に推進するため、株式会社科学研究所を改組して理化学研究所を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○正力国務大臣 たいま議題となりました理化学研究所法案につきまして、提案理由を御説明いたします。

わが国産業の発展と国民生活の向上を期するためには、その根源をなすところの科学技術の飛躍的な振興をはかる必要があることは、あらためて申し上げるまでもないところであります。そのためにとるべき方策は少くないのであります。なかんずく、わが国における研究活動を一段と活発ならしめるとともに、その研究成果を産業界に取り入れ、その企業化を促進することは、科学技術振興上の要諦であると考へるのであります。

周知の通り、株式会社科学研究所は、多数の優秀な技術者と研究設備を擁し、財団法人理化学研究所以来、四十年になんなんとする輝かしい歴史の伝統を持つたわが国多数の研究機関であります。また同研究所は、物理、化学及びその応用等、各研究部門の知識経験を総合し得るといふ意味においても、また基礎研究から、応用研究を経て、工業化試験までを一貫して実施し得るといふ意味においても、名実ともにりっぱな総合的研究所でありまして、今日まで幾多のすばらしい成果を上げて参つておるものであります。

同研究所は、昭和二十三年に財団法人組織を改組し、名称も改めて、株式会社科学研究所として発足したのであります。さらに昭和二十七年には、株式会社としての収益事業のために設けた製薬部門を科研化学株式会社として分離し、以来研究部門のみをもつて立つところの純然たる研究機関として、研究及びその成果の普及という業務を行なつてきたものであります。しかしながら、研究機関として自立採算をとるということは、資金的基礎が脆弱なため、少からぬ困難がありました。

ので、昭和三十年株式会社科学研究所法が制定され、それ以来毎年相当額の国の援助が行われて、今日に至つていふものであります。

本法律案は、同研究所の名称を理化学研究所と改めるとともに、従来の株式会社形態から特殊法人の形態に切りかえようとするものであります。なぜ特殊法人に切りかえをする必要があるかという点につきましても、次の二点を指摘する必要があります。

第一点は、研究機関としての性格並びにこれに対する国の援助の強化という点から見て、特殊法人を適当とするのであります。すなわち、現在の科学研究所の法律的な根拠をなしておられますところの株式会社科学研究所法に關する国会審議の際にも、株式会社という組織が当研究所にとって適当な形態であるかどうか問題になつたのであります。今日までの経過実情から判断しましたところ、必ずしも株式会社組織が妥当ではないといふ結論を得るに至つたのであります。現在のよきな株式会社形態では、とかく両期的な発明の源泉をなす基礎的研究の実施、あるいは、わが国にとつて必要な基礎的研究から応用研究、工業化試験への結びつけ等、営利性に合致しない事業を重視するわけにはいかないのみならず、研究所に対する政府の今後の援助強化の面から見ても、また政府の方針を研究所に反映させるためにも、特殊法人の形態が望ましいと考へられるのであります。

第二点は、今般新技術の開発という国家的事業の遂行を同研究所に実施せしめようとしているのであります。この種の事業は、一株式会社に行わしめるのを適当とは認められないといふこととあります。新技術の開発と申しますのは、わが国独自のすぐれた研究成果であつて、企業化に伴う不安が大いいために、企業化することが困難と認められるものを、実際の規模において行ふことをいふのであります。わが国には、すぐれた研究成果が少なからずあるといふことは一般に認められているところであり、残念ながらこの研究成果を産業界に導入できるよりどころまで発展させ、開発することには遺憾の点が多かつたのが実情であります。

このたび、国の研究機関その他の研究機関において上げられた主として公共的な研究成果のうち、民間企業の危険負担によつては開発することが困難である重要な新技術を開発することもに、その開発の成果をできるだけ広く民間企業に活用させるといふ新しい事業を、同研究所に担当せしめようとして考へているのであります。このよきな国家的な事業の遂行は、特殊法人の形態で行わしめることを妥当とすると考へるのであります。

これを要するに、政府といたしましては、同研究所の研究機能を拡充強化すると同時に、新技術の開発の業務をこれに行わしめようとする考へであります。次に、この考へ方に基いて、従来の株式会社を改組して、特殊法人にしよるとするものであります。

次に、本法案の概要を御説明いたします。

第一に、同研究所の設立の目的は、総合的な試験研究の実施、新技術の効率的な開発、並びにこれらの試験研究及び新技術開発の成果のわが国企業一

般に対する普及の事業を行わしめることとあります。

第二に、同研究所の性格は、いわゆる特殊法人でありまして、政府は予算の範囲内においてこれに出資し得るものといはしておられます。

第三に、同研究所の性格にかんがみ、その定款及び業務方法について認可をとるとともに、役員すべてを内閣総理大臣の任命といたしておられます。

第四として、新技術の開発業務につきましても、その円滑な運営を期するため、研究所に開発委員会を設置するとともに、開発実施計画について認可をとつておられます。

第五として、同研究所に対しては、登録税、不動産取得税を非課税とする等、税制上の助成措置をとつておられます。

最後に、科学研究所から理化学研究所への切りかえのための措置として、科学研究所の解散等につき商法の特例を置き、また評価審査会を設ける等の経過規定を定めておられます。

以上、本法案の提案理由及びその内容に關する概要の御説明を申し上げました。何とぞ慎重御審議の上、御賛同あらんことを切望する次第であります。

○齋藤委員長 以上をもちまして、提案理由の説明は終りました。

本案に対する質疑は後日に譲ることといたします。

○齋藤委員長 この際、お諮りいたします。すなわち、本理化学研究所法案について、日本学術会議会長茅誠司

君、東京芝浦電気株式会社専務取締役瀬藤象二君、株式会社科学研究所会長村山威士君、財団法人望月電波研究所所長望月富助君を参考人として選定し、来たる二十七日午前十時よりその意見を聴取いたしたいと思ひますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○齋藤委員長 御異議なしと認め、さうに決定いたしました。

本日の議事はこの程度にとどめ、次回は明後二十七日、午前十時より開会し、理化学研究所法案について、参考人より意見を聴取いたします。

これにて散会いたします。

午前十一時三分散会。

昭和三十三年二月二十六日印刷

昭和三十三年二月二十七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局